

●香川県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年8月22日から同年9月12日まで一般の縦覧に供する。

平成26年8月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀三好線（4号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町大字塩入字土居452 番4地先から 仲多度郡まんのう町大字塩入字土居452 番1地先まで	14.6~20.6	34	平成12年香川県告示 第621号で変更した 区域の一部
仲多度郡まんのう町大字塩入字土居448 番3地先から 仲多度郡まんのう町大字塩入字土居441 番1地先まで	26.9~36.7	25	

- 4 供用開始の期日 平成26年8月22日